

## 国民健康保険

保険課保険係 ☎38-2035

### 【所得が半分以下になる見込みのかた】

■概要 該当者の保険料所得割の6割以内を減免

■対象 事業または業務の休廃止、失業その他の理由により、所得が2分の1以下に減少する見込みのかた

■要件 ①納付する年の所得の見積額(譲渡所得・一時所得を含む)が、賦課計算の対象となる年の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得)に比して2分の1以下に減少し、保険料の納付が著しく困難であること②納期限までに減免申請書を提出していること③保険料を納付済みでないこと

■申請 国民健康保険料減免申請書に所得の見積額を証する書類を添付して上記へ提出

### 【市民税非課税世帯のかた】

■概要 入院中の食事に要する費用の、1食分の自己負担額360円を認定証提示により210円に減額。入院91日目からは160円に減額。(なお、一定所得以下の世帯の70歳以上のかたは日数に関わらず100円に減額)

■要件 世帯主と世帯の国保加入者全員が、市民税非課税であること

■申請 国民健康保険標準負担額減額認定申請書を、上記へ提出

### 【災害に遭われたかた】

■概要 災害により現に居住している住宅に被害を受け、保険料の納付が著しく困難である場合、保険料所得割の10割以内および平等割と均等割の6割以内を減免

■要件 ①災害により全半壊などこれに類する重大な被害を受けていること。②災害を受けた日時点で納期未到来かつ納付されていないこと。

■申請 国民健康保険料減免申請書にり災証明書を添付して上記へ提出

### 【一部負担金の減免等】

■概要 災害や失業など特別の事由により、一時的に生活困窮になったと認められるときに、医療機関窓口で支払う一部負担金を減免または徴収猶予(減免は原則3カ月以内・徴収猶予は6カ月以内の期間)

■要件 生活保護基準に近い状況であると認められるとき

■申請 国民健康保険一部負担金減免申請書・給与証明書・その他申請事由を証明する資料を上記へ提出

### 【倒産・解雇による離職(特定受給資格者)、雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされて失業等給付(基本手当)を受けるかた】

■概要 該当者の賦課計算の対象となる年の給与所得を100分の30とみなし、保険料の算定を行うことにより軽減(軽減期間は、離職日の翌日の属する月から翌年度末まで)

■対象 ①離職日時点で65歳未満であること②雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかであること

■申請 特例対象被保険者等に係る届出書に、雇用保険受給資格者証(写し)を添付して上記へ提出

## 市民課管理係 (年金担当) ☎38-2036

## 国民年金保険料

### 【経済的に保険料納付が困難なかた】

■概要 本人と世帯主や配偶者の所得が一定額以下で、保険料を納めることが困難な場合、申請し、承認されれば保険料の納付が免除されます。免除には全額・4分の3・半額・4分の1免除の4種類があります。なお、免除を受けた期間の年金額は免除の種類に応じて減額されます。

■対象 前年の所得が、その人の扶養親族の数に応じて計算された基準額以下のかたや、天災・その他厚生労働省令で定める理由(失業ほか)に該当するかた

■申請 免除申請書、失業を理由とする場合は離職票、年金手帳を上記へ提出(郵送・コピー可)

### 【学生】

■概要 学生本人の所得が一定額以下の場合に、家族に保険料の負担を求めるとなく、申請により納付が猶予されます。ただし、猶予された期間

は、年金額には反映しませんが、受給資格要件(25年)には算入されます。

■対象 大学・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生・生徒で、本人の前年所得が118万円以下のかた

■申請 学生納付特例申請書・学生証・年金手帳を上記へ提出(郵送・コピー可)

### 【30歳未満のかた】

■概要 保険料を納めるのが困難な場合で、本人と配偶者の所得要件によって、申請により納付が猶予されます。ただし、猶予されていた期間は、年金額には反映しませんが、受給資格要件(25年)には算入されます。

■対象 学生を除く30歳未満のかたで、本人および配偶者の前年の所得が一定額の基準以下のかた

■申請 納付猶予申請書、年金手帳を上記へ提出(郵送・コピー可)

## 社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076

## 医療費関係

### 【母子家庭等医療の適用】

■概要 所得が一定以下のかたの健康保険が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減

■対象 子育て推進課で母子・父子家庭等である旨の認定を受けており、保護者および扶養義務者いずれもが児童扶養手当の一部支給所得制限基準額未満であるかた

■申請 印鑑・健康保険証・母子・父子世帯調査票(子育て推進課にて発行)を持参の上、申請書を上記へ提出

### 【母子家庭等医療一部負担金の免除】

■概要 災害等の特別な事情により、6カ月を限度に医療費の一部負担金を免除

■対象 母子家庭等医療受給者

■要件 災害または失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合

■申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を上記へ提出

## 経済的理由があるかたへの減免等

## 個人市県民税

課税課市民税係 ☎38-2016

下記の要件については概要を説明したものです。詳しくは上記へお問い合わせください。

### 《減免》

#### 【未成年者】

■概要 所得割額の4割以内を減免

■対象 ①未成年者(1月2日時点の年齢が20歳未満)で前年中の所得が158万円以下②納期限までに減免申請書を提出していること③個人市県民税を納付済みでないこと

■申請 減免申請書を上記へ提出(郵送可)

民税を納付済みでないこと

■申請 減免申請書・失業を証する書類を上記へ提出(郵送可)

#### 【けが・病気療養のかた】

■概要 所得割額の5割以内を減免

■対象 ①納税者や家族のかたなどが病気やけがなどで入院を必要とする1カ月以上の治療により、納税が著しく困難であること②医療費の額(当該年の賦課期日以降に支払ったまたは支払う見込みの医療費で、保険金などで補填される金額を除く)が当該年の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得額)の見積額の30%以上であること③前年中の所得が350万円以下④納期限までに減免申請書を提出していること⑤個人市県民税を納付済みでないこと

■申請 減免申請書・医療費の領収書等を上記へ提出(郵送可)

#### 【所得が半分以下になるかた】

■概要 所得割額の5割以内を減免

■対象 ①今年の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得)の見積額が前年の普通所得に比して2分の1以下に減少し、納税が著しく困難であること②前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと

■申請 減免申請書・今年の所得の見積額を証する書類を上記へ提出(郵送可)

#### 【火災などに遭われたかた】

■概要 所得割額の10割以内を減免

■対象 ①火災などにより資産に損害を受けたこと②前年中の所得が800万円以下であること③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと

■申請 減免申請書・り災証明書等を上記へ提出(郵送可)

#### 【相続されたかた】

■概要 所得割額の10割以内を減免

■対象 ①賦課期日(1月1日)の翌日以後に納税義務者が亡くなられ、相続人において納税が困難であること②被相続人の前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと

■申請 減免申請書・死亡届出書等を上記へ提出(郵送可)

#### 【無職・無収入のかた】

■概要 所得割額の5割以内を減免

■対象 ①今年度の各納期の末日前1カ月から引き続き失業等で無職・無収入の状況にあり、納税が著しく困難であること②前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県

### 《非課税》

#### 【寡婦のかた】

■概要 非課税

■対象 ①または②に該当し、かつ③に該当するかた/①夫と死別し再婚していないかたもしくは夫の生死が不明であること<※>②夫と離別し再婚していないかたで、扶養親族や前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有していること<※>③本人の前年中の所得が125万円以下であること

■申請 市民税・県民税申告書を上記へ提出(郵送可)

#### 【寡夫のかた】

■概要 非課税

■対象 ①妻と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかた<※>②前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有していること<※>③本人の前年中の所得が125万円以下であること

■申請 市民税・県民税申告書を上記へ提出(郵送可)

<※>前年の12月31日時点

### 《所得控除》

#### 【寡婦のかた】

■概要 寡婦の場合26万円(特別寡婦<※1>の場合は30万円)を控除

■対象 ①または②に該当するかた①夫と死別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、本人の前年中の所得が500万円以下であること<※2>②夫と死別もしくは離別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、扶養親族または前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有していること<※2>

■申請 確定申告書または市民税・県民税申告書を上記へ提出(確定申告書の場合は税務署へ提出)(郵送可)

#### 【寡夫のかた】

■概要 26万円を控除

■対象 ①妻と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかた<※2>②前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有していること<※2>③本人の前年中の所得が500万円以下であること

■申請 確定申告書または市民税・県民税申告書を上記へ提出(確定申告書の場合は税務署へ提出)(郵送可)

<※1>特別寡婦とは、寡婦のうち扶養親族である子を有し、かつ本人の前年中の所得が500万円以下のかた<※2>前年の12月31日時点